

和歌山大学教育学部動物実験指針

制 定 平成11年12月16日

最終改正 令和 7年 9月29日

動物を用いた実験的研究は、諸科学の発展と人間理解の深化のために欠かすことのできないものであり、近年その重要性はますます高まっている。

一方、倫理的観点から動物の生命を尊重し、実験動物にできる限り苦痛を与えないよう措置して、研究目的を達成することが必要とされている。

動物への配慮は、「動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」及び「実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年総理府告示第6号）」に明示されているが、これらの趣旨に基づき、和歌山大学教育学部における動物実験に関する指針（以下「指針」という。）を次のように定める。

第1 目的

この指針は、和歌山大学教育学部（以下「本学部」という。）における動物実験の計画及び実施に際し、遵守すべき必要な事項を示すことにより、科学的にはもとより、倫理的観点からも適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

第2 適用範囲

この指針は、本学部において行われるすべての動物実験に適用される。

第3 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験」とは、教育及び研究のために動物に何らかの拘束、処置を加えることをいう。
- (2) 「実験動物」とは、実験の用に供する哺乳類及び鳥類をいう。
- (3) 「施設」とは、実験動物の飼育、保管又は動物実験を行う本学部の施設をいう。
- (4) 「実験担当者」とは、動物実験を行い、実験動物の飼育又は保管に当たり、その施設を管理する者をいう。

第4 動物実験委員会

- 1 この指針の適正な運用を行うため、和歌山大学教育学部動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5 施設及び設備

実験担当者は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な施設及び飼育設備を整備するよう努めなければならない。

第6 実験計画の立案

- 1 実験担当者は、実験計画の立案に当たって、動物実験の範囲を教育・研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択、実験方法の検討を行うとともに、必要に応じて実験動物に関する専門家の意見を求める等により、有効適切な動物実験が行えるよう努めなければならない。なお、検討に際しては、実験動物を使わない方法についても考慮するものとする。
- 2 実験担当者は、実験動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成

教育学部動物実験指針

績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的・微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。

第7 実験計画の承認

実験担当者は、動物実験を実施するときは、動物実験計画書（別紙様式1）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

第8 実験動物の検収と検疫

実験担当者は、導入された実験動物の発注条件、異常及び死亡の有無等を確認し、実験動物の状態等の記録を行うとともに、必要と認められた場合には、委員会に諮り、実験動物の検疫を実施しなければならない。

第9 実験動物の飼育管理

- 1 実験担当者は、適切な施設、設備の維持及び管理に努め、適切な給餌、給水及び排泄物処理等の飼育管理を行わなければならない。
- 2 実験担当者は、施設への導入時から不要時に至る全期間にわたって、実験動物の状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

第10 実験操作

実験担当者は、動物実験に際して、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な操作によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

第11 実験終了の報告

実験担当者は、動物実験を終了したときは、速やかに動物実験終了報告書（別紙様式2）を委員会に提出し、報告しなければならない。

第12 実験終了後の処置

実験担当者は、動物実験を終了し、又は中断した実験動物に対して、致死量以上の麻酔薬の投与その他適切な方法によって、速やかに苦痛から解放しなければならない。また、実験動物の死体等による環境汚染を防ぎ、公衆衛生上の配慮に努めなければならない。

第13 安全管理等に特に注意を払う必要のある実験

- 1 実験担当者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験を行う場合には、人の安全を確保するとともに、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。
- 2 実験担当者は、危険物質及び病原体等を扱う動物実験を実施するときは、それぞれの関係法令等に従わなければならない。

第14 その他

哺乳類及び鳥類以外の動物を実験等に用いる場合においても、この指針を尊重する。

附 則

この指針は、平成11年12月16日から施行する。

附 則（令和7年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2880号）

この改正指針は、令和7年10月1日から施行する。

別紙様式 1

	年 月 日
動物実験計画書	
動物実験委員会委員長 殿	申請者 所属 職名 氏名
和歌山大学教育学部動物実験指針第 7 に基づき、提出します。	
1 実験担当者等	
実験担当者（教員）	
所属	職名 氏名
実験分担者（大学院生、学部学生）	
所属	専攻等 氏名
実験期間	年 月 日～ 年 月 日
2 実験動物名	
3 動物実験の概要（実験終了後の処置を含む。）	
4 動物実験実施場所	
5 備考	

動物実験委員会委員長 氏名

別紙様式 2

	年 月 日
動物実験終了報告書	
動物実験委員会委員長 殿	申請者 所属 職名 氏名
和歌山大学教育学部動物実験指針第 1 1 に基づき、提出します。	
1 実験担当者等	
実験担当者（教員）	
所属	職名 氏名
実験分担者（大学院生、学部学生）	
所属	専攻等 氏名
2 実験動物名	
3 実験終了後の処置	
4 備考	